

# 生命傷害共済

これなら安心!  
ケガや病気を幅広く補償する  
総合型共済!



愛知県中小企業共済協同組合は、愛知県内の中小企業の経営者およびその従業員のみなさまへ、ケガや病気などの「もしものとき」に対し、「相互扶助の精神」に基づいて一定の補償を行う、営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。  
「中小企業共済」とお呼びください。あいちで生まれ、あいちで育った、愛知の中小企業共済です。

2023年度改定版

## 加入のご案内

### 組合員になれる方(共済契約者)

- 愛知県内に事業場のある中小企業者の方です。法人の場合はその法人、個人事業所の場合はその事業主となります。
- 初めての契約の場合、  
出資金1口 **1,000円**(1事業所につき)が必要です。

### 補償の対象となる方(被共済者)

- 法人の場合は、役員と従業員の方
- 個人事業所の場合は、事業主、従業員、専従者および事業主と生計を一にする親族の方

### 指定口座と共済掛金の振替について

- 指定口座は、共済契約者名義の口座をご指定ください。
- 振替日は、毎月1日(この日が口座振替取扱金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)です。
- 初回は出資金1,000円と2か月分の共済掛金を指定口座から振替いたします。
- 共済掛金の領収書は、通帳への記帳にて代えさせていただきます。
- 共済金は、共済契約者(共済金受取人)の指定口座へお支払いいたします。

### 出資金について

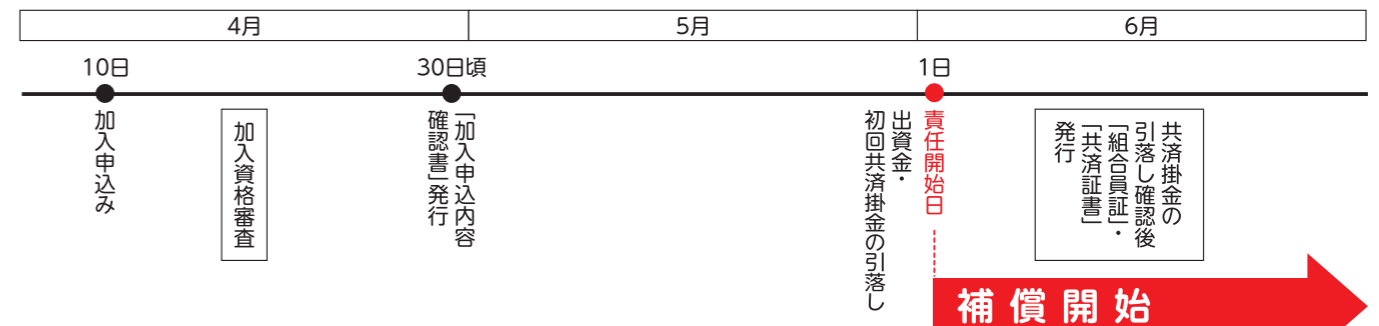
愛知県中小企業共済協同組合は、中小企業等協同組合法にもとづいて、非営利で共済事業を行う愛知県知事が認可する事業協同組合です。愛知県内で事業を営む中小企業者の皆様に出資金を払い込みいただくことで、組合員となり、各種共済を利用することができます。  
新しく組合員となられる方には、協同組合運営のために共済掛金とは別に、初回のみ出資金(1,000円)をお願いしています。  
なお、この出資金は、当組合を脱退される際、ご返金させていただきます。

### 税法上の取扱い

- 法人が役員・従業員のために負担した共済掛金は、損金処理(福利厚生費)できます。
  - 個人事業主が従業員のために負担した共済掛金は、損金処理(福利厚生費)できます。
- 事業主および事業主と生計を一にする親族のために負担した共済掛金は、損金処理できません。ただし、共済掛金の一部が契約者の生命保険料控除の対象になります。  
※ご加入の保険・共済の契約状況により、損金処理の対象とならない場合がありますので、詳しくは当組合または所轄の税務署にご確認ください。

## 加入申込みからの流れ

4/10に加入申込みされた場合



※加入申込みから1か月経っても加入申込内容確認書がお手元に届かない場合は、当組合までご連絡ください。

## 補償の他にも、企業の福利厚生をサポートする付帯サービスがあります

会社の福利厚生や健康管理にお役立てください!

### 共済付帯サービス

#### 1 健康診断受診助成

生活習慣病予防健診………**5,000円**の助成  
定期健康診断………**1,500円**の助成

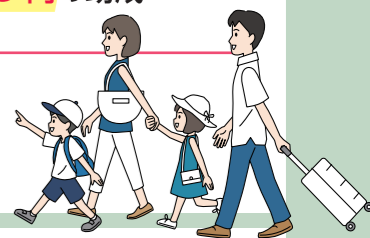
- 提携医療機関にてご利用いただけます。
- 生活習慣病予防健診と定期健康診断は、一事業年度どちらか1回の助成となります。



#### 2 宿泊施設利用助成

お一人**3,000円**の助成

提携宿泊施設および提携旅行会社等が取り扱う宿泊施設を利用した一泊以上の旅行を助成します。



#### 3 観劇利用助成

お一人**3,000円**の助成  
御園座での観劇をお楽しみいただけます。

#### 4 労働安全講習受講助成

お一人**3,000円**の助成

#### 5 技能検定養成等助成

お一人**3,000円**の助成

◎助成金額はそれぞれ最高限度額です。 ◎出資金・初回の共済掛金の口座振替日以降にご利用いただけます。  
◎利用方法の詳細については、中小企業共済ホームページ <https://www.ack-kyosai.or.jp> をご確認ください。

# 生命傷害共済

1年契約

自動更新型

▶ 共済掛金 月掛 **2,400円** (被共済者 1人につき)

▶ 責任開始日 申込日の翌々月の1日午前0時から発効します。

▶ 加入できる方 法人の場合は役員と従業員の方、個人事業所の場合は事業主、従業員、専従者、事業主と生計を一にする親族の方  
**満15歳以上満68歳未満の方**  
 (最高満85歳の契約終了日まで継続可)

たとえばこんなときに!  
**共済金お支払い事例**  
 〈生命傷害共済の場合〉

POINT!

**手ごろな掛金とバランスの良い補償!!**

**先進医療もおまかせください。**

補償内容	満15歳		満70歳		満75歳		満80歳		満85歳	
	自動更新		自動更新		自動更新		自動更新		自動更新	
生命傷害共済	共済掛金月掛 <b>2,400円</b>		生命傷害共済継続Ⅰ型 共済掛金月掛 <b>2,400円</b>		生命傷害共済継続Ⅱ型 共済掛金月掛 <b>2,400円</b>		生命傷害共済継続Ⅲ型 共済掛金月掛 <b>2,400円</b>			
病気による入院	<b>6,000円</b> × 入院日数 ●責任開始日から180日以内に始まる場合 <b>2,000円</b> × 入院日数 ●責任開始日から180日を超え1年以内に始まる場合 [1日目から210日を限度] <b>4,000円</b> × 入院日数		<b>3,000円</b> × 入院日数 [1日目から120日を限度]		<b>2,000円</b> × 入院日数 [1日目から60日を限度]		<b>1,000円</b> × 入院日数 [1日目から30日を限度]			
ケガによる入院	<b>6,000円</b> × 入院日数		<b>3,000円</b> × 入院日数		<b>2,000円</b> × 入院日数		<b>1,000円</b> × 入院日数 [1日目から30日を限度]			
	通院	<b>1,500円</b> × 通院日数		<b>750円</b> × 通院日数		<b>750円</b> × 通院日数				
後遺障害	1級 <b>300万円</b> ~ 14級 <b>10万円</b> (労災障害等級を準用)		1級 <b>150万円</b> ~ 14級 <b>5万円</b> (労災障害等級を準用)							
病気・ケガによる手術*	●診療報酬点数15,000点以上の場合 <b>5万円</b> ●診療報酬点数1,400点以上15,000点未満の場合 <b>3万円</b>		●診療報酬点数15,000点以上の場合 <b>2.5万円</b> ●診療報酬点数1,400点以上15,000点未満の場合 <b>1.5万円</b>		●診療報酬点数1,400点以上の場合 <b>1.5万円</b>					
病気による死亡	<b>100万円</b> (責任開始日から1年以内の死亡は除きます)		<b>20万円</b>		<b>10万円</b>		<b>10万円</b>			
ケガによる死亡	●交通事故の場合 <b>500万円</b>		●交通事故の場合 <b>220万円</b>		<b>10万円</b>		<b>10万円</b>			
	●交通事故以外の場合 <b>300万円</b>		●交通事故以外の場合 <b>120万円</b>							
病気・ケガによる先進医療	1療養につき <b>200万円</b> を上限に技術料と同額		1療養につき <b>200万円</b> を上限に技術料と同額		1療養につき <b>200万円</b> を上限に技術料と同額					
<b>通算給付額 1,000万円を限度</b>										

\*入院中に受けた手術が対象となり1入院期間中1回に限ります。なお、手術の種類によっては対象にならない場合もあります。

〈更新について〉

●満70歳の契約終了後、生命傷害共済は生命傷害共済継続Ⅰ型に、満75歳の契約終了後、生命傷害共済継続Ⅰ型は生命傷害共済継続Ⅱ型に、満80歳の契約終了後、生命傷害共済継続Ⅱ型は生命傷害共済継続Ⅲ型に、自動更新できます。

〈ご注意〉

- 生命傷害共済・生命傷害共済継続Ⅰ型・生命傷害共済継続Ⅱ型の入院・通院補償および生命傷害共済継続Ⅲ型の入院補償は、実日数のお支払いとなります。
- ケガとは急激かつ偶発的な外来による事故で身体に被った傷害をいい、繰り返して積み重ねによるものは対象となりません。
- ケガとして取り扱わない主な事故等
  - ◆病気の発症等による軽微な外因…病気または体質的な要因を有する者が、軽微な外因により発症(発生)し、またその症状が増悪した場合
  - ◆持病による障害等をもつ者の窒息等…病気による呼吸障害、嘔下(えんげ)障害または神経障害状態の者が、食物その他の物体等の吸引または嘔下による気道閉鎖・窒息状態になった場合
  - ◆浴槽内での溺死・溺水または浴槽への転落による溺死・溺水による事故等

- ◆有害物質による中等等…洗剤・油脂・グリース・溶剤その他の化学物質による接触性皮膚炎、細菌性食中毒およびその他食餌性・中毒性胃腸炎・大腸炎等、薬物接触によるアレルギー等
- 先進医療とは、治療を直接の目的として、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所での、厚生労働大臣が定める先進医療技術によるものをいい、療養を受けた日時時点での定めによります。
- 先進医療の技術料とは、先進医療技術に対するお支払額(患者の自己負担分)として、病院または診療所によって定められた額をいいます。
- 手術の診療報酬点数とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表、または歯科診療報酬点数表に「手術料」として一つの手術名に対して算定されている点数です。診療報酬点数の「手術料」に加算される「輸血料」、「手術医療機器等加算」、「薬剤料処置料」、「特定保険医療材料料」などの点数は含まれません。

CASE.1

肺炎で20日間入院した。



病気

(入院1日あたり) (入院実日数)  
**6,000円 × 20日 = 120,000円**  
**支払共済金 120,000円**

CASE.2

スノーボードで転倒し、ひざを骨折。20日間入院、手術し、30日通院した。

日常生活やレジャーでのケガも補償します!



ケガ

(入院1日あたり) (入院実日数)  
**6,000円 × 20日 = 120,000円**  
 (手術共済金) (骨折観血的手術 診療報酬点数11,370点の場合)  
**30,000円**  
 (通院1日あたり) (通院実日数)  
**1,500円 × 30日 = 45,000円**  
**支払共済金 195,000円**

CASE.3

厚生労働省が定める「先進医療」は高度な技術が受けられるため、病気やケガの治療に大変有効であり、実施件数が増えつつあります。しかし、その技術料には健康保険が適用されないため、技術料の全額が自己負担となり、大変高額な医療費となります。

治療の選択肢が広がります!

先進医療



生命傷害共済は、手頃な掛金**2,400円**で受けられた**先進医療の技術料と同額**最高**200万円**まで補償します!



# 重要事項説明

## 共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失による場合
- 被共済者の犯罪行為または闘争行為による場合
- 被共済者の精神障害または薬物依存を原因とする場合
- 被共済者の泥酔の状態を原因とする場合
- 被共済者の脳・心疾患、その他の病気または心神喪失を原因とする事故による傷害死亡
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による場合
- 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による場合
- 被共済者が道路交通法等の法令の重大な違反となる運転をしている間に生じた事故による場合
- 被共済者が、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該車両に同乗している間に生じた事故による場合
- 被共済者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた場合
- 地震、噴火、津波その他の天災地変による場合
- 戦争、内乱、テロ、暴動その他の変乱による場合

## 共済金のお支払いが制限される主な場合

- 共済期間内に発生したケガの診療開始日から1年を経過後、そのケガを直接の原因とした死亡
- 病気による入院が責任開始日より1年以内に生じた場合  
(1) 責任開始日から180日以内に始まる入院の場合、入院1日につき2,000円(共済金額の3分の1相当額)  
(2) 責任開始日から180日を超え1年以内に始まる入院の場合、入院1日につき4,000円(共済金額の3分の2相当額)
- 被共済者が同一の病気(異なる病気であっても医学的に関連があると認められる場合を含む。)で2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、入院共済金が支払われる最後の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ケガの治療中に自己都合により連続して30日間以上の未治療期間がある場合
- ケガまたは病気による治療中に、他のケガまたは病気により同じ日に2回以上治療を受けた場合
- 既往症、現症または既存障害がケガの発生の起因となった場合
- すでに存在していた障害または病気の影響によりケガが重大となった場合

- 核燃料物質関係の特性に起因する場合
- 共済契約者または共済金受取人の故意による致死
- 責任開始日から1年以内の病気死亡または自殺
- 事実の照会について正当な理由なく回答せず、調査の同意を拒んだ場合
- 共済掛金が未納の場合
- 当組合の事業の利用につき不正行為のあった場合
- 給付事由の発生から3年以内に共済金の請求に必要な書類の提出がなかった場合
- 病気による通院・障害
- 通院での手術(入院を伴わないもの)
- 責任開始日前に発生した傷病と医学的に関連がある病気の治療を目的とした入院、手術および先進医療は補償対象となりません。ただし、責任開始日から2年を経過した後の入院、手術および先進医療は除きます。
- 医療機関以外で治療を受けた場合(例えば、はり、灸、マッサージなど)
- 介護保険法に定める介護サービスの利用による場合

- 外傷により、局部に神経症状を残した場合で、請求総額が手術および後遺障害を含めて生命傷害共済20万円、生命傷害共済継続I型10万円、生命傷害共済継続II型5万円を超える場合(局部に神経症状を残した場合の傷病例は、1. 打撲・捻挫・挫傷 2. むちうち損傷 3. 凍結肩(五十肩) 4. 急性腰痛症等をいう。詳細は約款別表に記載しています。)
- ケガによる死亡において、死亡原因となったケガによる入院等の共済金の支払いがある場合
- 同一の原因で複数の被共済者に発生した給付事由による共済金の総額が5,000万円を超える場合
- 責任開始日から1年経過後に自殺した場合は、死亡共済金として生命傷害共済は20万円、ならびに、生命傷害共済継続I型、生命傷害共済継続II型および生命傷害共済継続III型は10万円を支払います。ただし、この場合他の死亡共済金は支払いません。

## 医学的に 関連があるものの例

- ① 肝炎から肝硬変、肝臓癌へと進行する疾病に代表される一連の経過をたどって発症するもの
- ② 糖尿病による合併症に代表される基礎疾患があることにより発症するもの
- ③ 抗凝固薬の使用により出血が起こりやすくなることに代表される治療由来のもの

## 中小企業共済の相談・苦情窓口のご案内

当組合では、次の窓口において、ご相談や苦情をお受けします。

### 1 当組合お客様相談室

電話：0120-00-9967

受付時間：平日9:00から17:00まで  
(土日祝日、年末年始を除く。)

- 2 当組合との間で解決できない場合は、愛知県弁護士会紛争解決センターへご相談いただくこともできます。同センターでは、あっせん・仲裁により、解決支援業務を行います。

### 愛知県弁護士会紛争解決センター

電話：052-203-1777

住所：〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 愛知県弁護士会館2階

受付時間：平日10:00から16:00まで(土日祝日、年末年始を除く。)

重要事項説明は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項を説明したものです。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご理解いただいたうえでお申込みくださいますようお願い申し上げます。また、本説明はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、ホームページに掲載の約款またはご契約後にお送りする約款をご確認いただきますよう重ねてお願いいたします。

# 重要事項説明

## 契約概要

### 契約者について

契約者となるためには、当組合の組合員となる必要(愛知県内に事業場のある中小企業者で出資金1,000円が必要)です。

### 共済期間について

一共済期間は1年とします。ただし、初年度においては、責任開始日に始まり、その後最初に到来する4月1日午前0時をもって終了します。2年目以降は、更新により補償を約束する1年間とします。

### 共済契約の更新について

共済期間終了日の1か月前までに、契約者から書面による解約のお申し出がない場合、共済契約は更新されます。ただし、補償状況などにより当組合が契約

## 注意喚起情報

### クーリングオフについて

契約申込者または契約者は、すでにお申込みされた共済契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回をすることができます。この場合、当該お申込みのすべてについて撤回してください。

### お申込み時における注意事項

お申込みの際、被共済者となる方の同意を得てご加入ください。また、この際のご告知(健康状態)内容が事実と異なる場合、共済金のお支払いができない場合があります。なお、健康告知内容欄に該当する方はご加入できません。

### 共済契約の補償開始時期

補償開始は責任開始日(申込日の翌々月1日午前0時)からとします。ただし、初回の共済掛金の引き落としができない場合には、この限りではありません。

### 共済金のお支払いの時期

共済金のお支払いに際し、請求書類による確認および特別な照会や調査の状況により、お支払いの時期が異なります。各状況に応じての支払時期は、約款に明示・規定されています。

### 共済金をお支払いできない場合・減額する場合

詳しくは「重要事項説明(共済金をお支払いできない主な場合)」・「重要事項説明(共済金のお支払いが制限される主な場合)」をご確認ください。

### 共済掛金の払込猶予期間

共済期間中に共済掛金の未納が3か月連続して生じた場合、共済契約の効力は、共済掛金の最初の未納月の翌月1日午前0時で失効します。

### 共済契約の終了と共済掛金および共済金

#### 1. 中途解約の場合

共済契約者は、書面の提出により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。この場合の共済期間は、脱退の届け出が受理され

の更新を不相当と認めた場合を除きます。なお、生命傷害共済の加入者で満70歳を過ぎた方は生命傷害共済継続I型に、生命傷害共済継続I型の加入者で満75歳を過ぎた方は生命傷害共済継続II型に、生命傷害共済継続II型の加入者で満80歳を過ぎた方は生命傷害共済継続III型に変更して更新されます。

### 共済掛金の払込方法について

共済掛金の払込みは、ご指定の口座振替取扱金融機関の預金口座から毎月1日(金融機関が休業日のときは翌営業日)に自動口座振替となります。なお、初回の口座振替は、各(月掛)共済掛金の2か月分(初めての契約の場合は、出資金1,000円を加えて振替)とします。

### 割戻金・満期戻戻金について

当組合の共済には、割戻金・満期戻戻金はありません。

た月の末日をもって終了とし、終了日の属する月の翌月分以降の共済掛金を払い戻します。

#### 2. 資格喪失等の当然終了の場合

被共済者が死亡・退職・退任等によって資格を失った場合、または共済期間終了日に共済契約の制限年齢(満85歳)に達している場合、その日をもって共済契約は終了し、その日の属する月の翌月以降に対応する共済掛金を払い戻します。

#### 3. 共済契約を解除する場合

- (1) 共済契約の締結時に故意または重大な過失により不実のことを告げた場合
  - (2) 共済金の請求にあたり不正行為があった場合
  - (3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している等の場合
  - (5) 共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
- (1)から(5)のいずれかに該当する事実がある場合、共済期間の途中であっても契約を解除することがあります。この場合、解除理由に該当する共済金はお支払いしません。

#### 4. 共済契約を取り消す場合

共済契約者または被共済者に詐欺または強迫行為があった場合、共済契約を取り消すことがあります。この場合既に払い込まれた共済掛金は払い戻しません。

### 登録内容の変更

事業所名・住所・代表者名・被共済者名等ご登録の内容に変更が生じた場合には、当該日から15日以内に書面をもってお届けください。

### 組合の運営について

当組合では、事業の状況につきましては組合員の皆様に公開し、健全な事業活動に努めます。なお、異常災害・事業運営の破綻等により損失金が生じた場合は、てん補のため共済金の減額または共済掛金の追徴を行うことがあります。

## 愛知県中小企業共済協同組合

●本部／〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38  
愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16階  
TEL(052)587-2223(代)

●三河支局／〒444-0860  
岡崎市明大寺本町1-34 岡崎センタービル8階  
TEL(0564)22-0191(代)

○詳しい情報はホームページからもご覧いただけます。

<https://www.ack-kyosai.or.jp>

詳しいお問い合わせ、  
資料のご請求など  
お気軽にお電話ください。

**0120-00-9967**  
お客様相談室(受付時間)平日9:00~17:00

